令和6年6月

第2回松阪地区広域消防組合議会臨時会

会議録

開会 6月18日 閉会 6月18日 松阪地区広域消防組合

令和6年6月第2回松阪地区広域消防組合議会臨時会

議事日程第1号 令和6年6月18日 15時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第7号 三重南消防通信指令事務協議会の設置について

日程第4 議案第8号 公平委員会委員の選任について

日程第5 報告第2号 令和5年度松阪地区広域消防組合会計繰越明許費繰越計算書に ついて

本日の会議に付した事件 議事日程と同じ

出席議員(17名)

1番	小川	朋子	君		2番	小野	建二	君
3番	橘	大介	君		4番	赤塚が	おり	君
5番	市野	幸男	君		6番	楠谷さ	ゆり	君
7番	西口	真理	君		8番	米倉	芳周	君
9番	沖	和哉	君	1	0番	坂口	秀夫	君
11番	野呂	一男	君	1	2番	久松	倫生	君
13番	深田	龍	君	1	4番	隆宝	政見	君
15番	深水美	美和子	君	1	6番	山本	章	君
17番	北岡	泰	君					

議場出席説明者

管理者	竹上	真人	君	副管理者	久保	行男	君
副管理者	下村由美子		君	副管理者	永作	友寬	君
消防長	松本	芳昭	君	消防次長	高橋	淳也	君
総務課長	村田	学	君	予防課長	川村	幸生	君
警防課長	渡部	歩	君	救急課長	島	佳嗣	君
総合指令課長	道明	則幸	君	消防防災課長	森田	敬文	君
松阪中消防署	竹岡	昭治	君	松阪南署長	中辻	吉人	君
松阪北署長	松葉	佳明	君	明和署長	池田	修也	君

事務局出席職員

事務局長 三木 敦 書記 奥山 元一

○議長(深田 龍君) 皆さんこんにちは。これより令和6年6月第2回松阪地区広域消防組合議会臨時会を開会いたします。議案説明のため管理者以下関係者の出席を求めましたのでご報告いたします。本日の議事は、お手元に配付いたしました「議事日程第1号」により進めることにいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(深田 龍君) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、11番野呂一男議員、17番北岡泰議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(深田 龍君) 日程第2「会期の決定」を議題といたします。本日、開会前に議会運営委員会を開催願い、協議の結果、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深田 龍君) ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第7号 三重南消防通信指令事務協議会の設置について

- ○議長(深田 龍君) 日程第3「三重南消防通信指令事務局議会の設置について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- ○議長(深田 龍君) 松本消防長。

[消防長 松本 芳昭君 登壇]

○消防長(松本 芳昭君) ただいま上程されました議案第7号三重南消防通信指令事務協議会の 設置について、提案理由をご説明申し上げますので、議案書の1ページをお願い申し上げます。 本議案は、昨今の救急需要の増加や複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防事務の高度 化や消防力の強化を図るため、地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づき、伊勢市、鳥羽市、 熊野市、志摩市、三重紀北消防組合、松阪地区広域消防組合及び紀勢地区広域消防組合の7消防本 部において規約を定め、令和6年8月8日から三重南消防通信指令事務協議会を設置することについ て、関係地方公共団体と協議をするため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでござ います。それでは、規約の主な内容についてご説明申し上げます。はじめに第1条では、複雑多様 化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防通 信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを協議会の目的と規定しております。 次に、第2条では、協議会の名称を三重南消防通信指令事務協議会と規定しております。次に、第 3条では、本協議会を構成する団体は、伊勢市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重紀北消防組合、松 阪地区広域消防組合及び紀勢地区広域消防組合と規定しております。次に、第4条では、協議会の 任事務は、関係団体の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制、情報の収集伝達、そ の他の消防通信指令に関する事務を管理し、及び執行すると規定しております。次に、第5条では、 協議会の事務所は、伊勢市楠部町159番地11、伊勢市消防本部内に置くと規定しております。次に、 第6条では、協議会は、会長及び委員6人をもって組織すると規定しております。次に、第7条第1 項では、会長は伊勢市消防長の職にある者をもって充てると規定しております。次に、第8条第1 項では、委員は会長を除く関係団体の消防長の職にある者をもって充てると規定しております。2 ページをお願いいたします。次に、第10条第1項では、担任事務に従事する職員の定数及び当該定 数の関係団体間の配分並びにその身分については、関係団体の消防長の協議により定めると規定

し、同条第2項では、関係団体の消防長は前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該関係団体の消防職員のうちから選任すると規定しております。次に、第15条第1項では、協議会では担任事務を関係団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合は、当該担任事務に関する伊勢市の条例、規則その他の規程を関係団体の当該担任事務に関する条例、規則その他の規程と見なして、当該担任事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものと規定しております。次に、第16条第1項では、担任事務の管理及び執行に要する費用は関係団体が負担し、協議会の出納は伊勢市が行うと規定し、同条第2項では、前項の規定により関係団体が負担すべき額は、関係団体の消防長が協議して定めるところにより算定した負担割合によると規定し、同条第3項では、関係団体は前項の規定により負担すべき額を負担金として伊勢市に納付しなければならないと規定しております。3ページをお願いいたします。次に、第17条第1項では、担任事務の用に供する財産は、関係団体が協議してそれぞれ取得し、又は処分し、当該財産の管理は、協議会が行うと規定しております。次に、第20条では、協議会はこの規約に定めるもののほか、担任事務に関し必要な規定等を設けることができると規定しております。附則といたしまして、この規約は令和6年8月8日から施行すると規定するものでございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

[消防長 松本 芳昭君 降壇]

○議長(深田 龍君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深田 龍君) これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。議案第7号について討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(深田 龍君) これにて討論を終わります。これより採決を行います。議案第7号を原案どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員であります。よって議案第7号三重南消防通信指令事務局議会の設置については、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第8号 公平委員会委員の選任について

- ○議長(深田 龍君) 日程第4「議案第8号公平委員会委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- ○議長(深田 龍君) 竹上管理者。

[管理者 竹上 真人君 登壇]

○管理者(竹上 真人君) ただいま上程されました、議案第8号公平委員会委員の選任について、 提案理由をご説明申し上げます。本日、配付いたしました、人事案件の議案書をご覧ください。 現在、本組合の公平委員会委員をお務めいただいています寺本博美さんの任期が本年6月30日に満 了となりますので、引き続き選任しようとするものでございます。寺本さんの経歴等につきまし ては、裏面以降に記載のとおりでございます。本組合の公平委員会委員として適任と考え、提案 しますので、よろしくお願い申し上げます。

[管理者 竹上 真人君 降壇]

- ○議長(深田 龍君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(深田 龍君) これにて質疑を終わります。これより討論、採決を行います。議案第8 号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

 す。よって議案第8号公平委員会委員の選任については、同意することに決しました。

日程第5 報告第2号 令和5年度松阪地区広域消防組合会計繰越明許費繰越計算書について

- ○議長(深田 龍君) 報告第2号「令和5年度松阪地区広域消防組合会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。
- ○議長(深田 龍君) 永作副管理者。

[副管理者 永作 友寬君 登壇]

○副管理者(永作 友寛君) ただ今、上程されました報告第2号令和5年度松阪地区広域消防組合会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。議案書5ページをお願いいたします。この報告につきましては、令和5年度会計補正予算第2号におきまして、翌年度に繰り越して使用をお認めいただいたもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告を申し上げるものでございます。議案書6ページをお願いいたします。令和5年度松阪地区広域消防組合会計繰越明許費繰越計算書の事業名、消防ポンプ自動車購入事業(松阪中消防署)につきまして、令和5年度内での事業完了が見込まれないことから、事業費4,727万8千円を令和6年度に繰り越しをさせていただいたものでございます。以上、報告とさせていただきます。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

[副管理者 永作 友寬君 降壇]

○議長(深田 龍君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(深田 龍君) 以上で、「報告第2号」を終わります。以上をもちまして、今期臨時会の案件は、全部議了いたしました。今期臨時会はこれにて閉会いたします。お疲れ様でした。

15時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。